

マネロン罪指令（指令 (EU)2018/1673） 前文（日本語訳）

原文：Directive (EU) 2018/1673 of the European Parliament and of the Council of 23 October 2018 on combating money laundering by criminal law (OJ L 284, 12.11.2018, p. 22)。本則は、指令(EU)2024/1226 による改正後の統合版（2024 年 5 月 19 日版）による。

原文 PDF（官報掲載版。EUR-Lex から取得し当事務所サーバーに保存した写し）

https://nakasaki-law.com/wp-content/uploads/2026/10/eu_directive_2018_1673_oj_en.pdf

原文 PDF（統合版・2024 年 5 月 19 日版。同上）

https://nakasaki-law.com/wp-content/uploads/2026/10/eu_directive_2018_1673_consolidated_20240519_en.pdf

【この訳のご利用上の注意】

注：本訳は、AI を用いた私訳であり、公定訳ではありません。条文の数字は算用数字で表記しています。最新版でない可能性や、正確でない可能性があります。自己の研究目的に作成した訳を参考用に公表しているにすぎないものであり、正確性等について責任を負えませんので、自己責任でご利用ください。

刑事法によるマネーロンダリング対策に関する 2018 年 10 月 23 日の欧州議会及び理事会の指令(EU)2018/1673

欧州議会及び欧州連合理事会は、

欧州連合の機能に関する条約、特にその第 83 条第 1 項を考慮し、

欧州委員会の提案を考慮し、

立法行為案を各国議会に送付した後、

通常立法手続に従い¹、

¹ 2018 年 9 月 12 日の欧州議会の立場（官報未掲載）及び 2018 年 10 月 11 日の理事会の決定

次に掲げる理由により、

前文（理由）

(1) マネーロンダリング並びにこれに関連するテロ資金供与及び組織犯罪は、EU レベルにおいて依然として重大な問題であり、金融セクターの健全性、安定性及び評判を損ない、域内市場及び EU の域内の安全を脅かしている。これらの問題に対処し、欧州議会及び理事会の指令(EU)2015/849²の適用を補完し、及び強化するため、本指令は、刑事法によりマネーロンダリングに対処し、管轄当局間の国境を越えた協力をより効率的かつ迅速にすることを目的とする。

(2) 国際的な調整及び協力を考慮せず、国レベルのみ、又は EU レベルのみで採択される措置は、その効果が極めて限定的なものとなる。したがって、マネーロンダリングに対処するために EU が採択する措置は、国際的な場で行われる他の取組と整合し、かつ、少なくともそれと同等に厳格なものであるべきである。

(3) EU の行動は、引き続き、金融活動作業部会（FATF）の勧告並びにマネーロンダリング及びテロ資金供与との闘いに取り組む他の国際機関及び団体の文書を特に考慮すべきである。関係する EU の法令は、適当な場合には、FATF が 2012 年 2 月に採択した「マネーロンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に関する国際基準」（以下「改訂 FATF 勧告」という。）に更に整合させるべきである。EU は、犯罪収益の洗浄、搜索、押収及び没収並びにテロ資金供与に関する欧州評議会条約の署名者として、同条約の要件を自らの法秩序に取り込むべきである。

(4) 理事会枠組決定 2001/500/JHA³は、マネーロンダリングの犯罪化に関する要件を定めている。しかし、同枠組決定は十分に包括的なものではなく、現在のマネーロンダリングの犯罪化は、EU 全体でマネーロンダリングに効果的に対処するには十分に一貫したものではなく、法執行の空白並びに異なる加盟国の管轄当局間の協力に対する障害を生じさせている。

(5) マネーロンダリングの前提犯罪を構成する犯罪行為の定義は、全ての加盟国において十分に統一されたものであるべきである。加盟国は、本指令に定める拘禁刑により処罰される全ての犯罪が、マネーロンダリングの前提犯罪とみなされることを確保すべきである。さらに、加盟国は、当該刑罰の閾値の適用によって既にそうならない限りにおいて、本指令に列挙する犯罪の各類型に属する一定範囲の犯罪を含めるべきである。この場合、加盟国は、各類型に属する犯罪の範囲をどのように画定するかを決定することができるものとすべ

² マネーロンダリング又はテロ資金供与の目的での金融システムの利用の防止に関し、欧州議会及び理事会の規則 (EU)No 648/2012 を改正し、並びに欧州議会及び理事会の指令 2005/60/EC 及び欧州委員会指令 2006/70/EC を廃止する 2015 年 5 月 20 日の欧州議会及び理事会の指令(EU)2015/849（OJ L 141, 5.6.2015, p. 73）

³ マネーロンダリング並びに犯罪の用に供した物及び犯罪収益の特定、追跡、凍結、押収及び没収に関する 2001 年 6 月 26 日の理事会枠組決定 2001/500/JHA（OJ L 182, 5.7.2001, p. 1）

きである。テロリズム又は環境犯罪のように、犯罪の種類が EU の法令に定める犯罪を含むときは、本指令は、当該法令を引用すべきである。もっとも、加盟国は、当該法令に定めるいかなる犯罪も、マネーロンダリングの前提犯罪を構成するものとみなすべきである。国内法に従い犯罪化された前提犯罪の実行への処罰対象となるあらゆる種類の関与も、本指令の適用上、犯罪行為とみなされるべきである。EU 法が加盟国に刑事制裁以外の制裁を定めることを認めている場合には、本指令は、加盟国に対し、当該場合の犯罪を本指令の適用上の前提犯罪として分類することを求めるものではない。

(6) 仮想通貨の利用は、マネーロンダリング対策の観点から新たなリスク及び課題をもたらしている。加盟国は、これらのリスクに適切に対処することを確保すべきである。

(7) 公職者が犯したマネーロンダリング犯罪が公共の領域及び公的機関の健全性に及ぼす影響に鑑み、加盟国は、自国の法的伝統に従い、公職者に対するより重い刑罰を自国の制度に含めることを検討することができるものとすべきである。

(8) 直接税及び間接税に関する租税犯罪は、改訂 FATF 勧告に沿って、犯罪行為の定義に含まれるべきである。各加盟国において異なる租税犯罪が本指令に定める制裁により処罰される犯罪行為を構成し得ることから、租税犯罪の定義は国内法によって異なり得る。もっとも、本指令の目的は、国内法における租税犯罪の定義を調和させることではない。

(9) マネーロンダリングに関する刑事手続において、加盟国は、可能な限り広範に相互に援助し、国内法及び既存の EU の法的枠組みに従い、情報が効果的かつ適時に交換されることを確保すべきである。国内法における前提犯罪の定義の相違は、マネーロンダリングに関する刑事手続における国際協力を妨げるべきではない。第三国との協力は、特に、マネーロンダリングに対処するための効果的な措置及び仕組みの確立を奨励し、及び支援すること、並びにこの分野におけるより良い国際協力を確保することにより、強化されるべきである。

(10) 本指令は、EU の金融利益を害する犯罪に由来する財産に係るマネーロンダリングには適用されない。当該マネーロンダリングは、欧州議会及び理事会の指令(EU)2017/1371⁴に定める特別の規則の対象となる。このことは、加盟国が、本指令及び指令(EU)2017/1371 を国内レベルで単一の包括的な枠組みにより国内法化する可能性を妨げるものではない。欧州連合の機能に関する条約（TFEU）第 325 条第 2 項に従い、加盟国は、EU の金融利益を害する詐欺に対処するため、自国の金融利益を害する詐欺に対処するためにとる措置と同一の措置をとるものとされている。

(11) 加盟国は、一定の類型のマネーロンダリング行為が、財産を生み出した犯罪行為の実行者によって行われた場合（「自己洗浄」）にも処罰されることを確保すべきである。この場

⁴ 刑事法による EU の金融利益に対する詐欺との闘いに関する 2017 年 7 月 5 日の欧州議会及び理事会の指令 (EU)2017/1371（OJ L 198, 28.7.2017, p. 29）

合において、マネーロンダリング行為が単なる財産の所持又は使用にとどまらず、財産の移転、転換、隠匿又は偽装を伴い、かつ、例えば犯罪行為に由来する財産を流通に置き、それによってその違法な起源を隠匿することにより、犯罪行為によって既に生じた損害を超える損害を生じさせるときは、当該マネーロンダリング行為は処罰されるべきである。

(12) マネーロンダリングに対して刑事法上の措置が効果的であるためには、全ての関連する事情及び証拠を考慮しつつ、いずれの犯罪行為が財産を生み出したかを厳密に立証すること、又は当該犯罪行為について事前の若しくは同時の有罪判決があることを必要とせず、有罪判決を下すことが可能であるべきである。加盟国は、自国の法制度に沿って、立法以外の手段によりこれを確保することができるものとすべきである。また、マネーロンダリングの訴追は、本指令に定める条件に従い、犯罪行為が他の加盟国又は第三国で行われたという事実によって妨げられるべきではない。

(13) 本指令は、マネーロンダリングが故意に、かつ、財産が犯罪行為に由来することを知りながら行われた場合に、これを犯罪化することを目的とする。この文脈において、本指令は、欧州議会及び理事会の指令 2014/42/EU⁵に定める「収益」の広い定義に沿って、財産が犯罪行為から直接に生じた場合と間接に生じた場合とを区別すべきではない。いずれの場合においても、財産が犯罪行為に由来するか否か、及びその者がそれを知っていたか否かを検討するに当たっては、例えば、財産の価値が被告人の合法的な収入と不釣り合いであること、並びに犯罪行為と財産の取得が同じ時期に生じたことなど、事案の具体的な事情を考慮すべきである。故意及び認識は、客観的な事実の状況から推認することができる。本指令は、マネーロンダリングの分野における犯罪及び制裁の定義に関する最低限の規則を定めるものであるから、加盟国は、この分野においてより厳格な刑事法上の規則を採択し、又は維持することができる。加盟国は、例えば、未必の故意（recklessly）又は重大な過失により行われたマネーロンダリングが犯罪を構成すると定めることができるものとすべきである。本指令における過失により行われたマネーロンダリングへの言及は、そのような行為を犯罪化している加盟国については、そのように解されるべきである。

(14) EU 全域でマネーロンダリングを抑止するため、加盟国は、マネーロンダリングが長期 4 年以上の拘禁刑により処罰されることを確保すべきである。この義務は、個々の事案の具体的な事情に応じた刑罰の個別化及び適用並びに刑の執行を妨げるものではない。加盟国は、また、罰金、入札手続、補助金及びコンセッションを含む公的資金へのアクセスからの一時的又は恒久的な排除、商業活動の実施の一時的な禁止、又は公選職若しくは公職への立候補の一時的な禁止などの付加的な制裁又は措置を定めるべきである。この義務は、個別の事案の全ての事情を考慮して付加的な制裁又は措置を科すか否かを決定する裁判官又は裁判所の裁量を妨げるものではない。

⁵ 欧州連合における犯罪の用に供した物及び犯罪収益の凍結及び没収に関する 2014 年 4 月 3 日の欧州議会及び理事会の指令 2014/42/EU（OJ L 127, 29.4.2014, p. 39）

(15) 刑を加重する義務はないが、加盟国は、裁判官又は裁判所が犯罪者に刑を言い渡すに当たり、本指令に定める加重事由を考慮することができることを確保すべきである。特定の加重事由を理由に刑を加重するか否かは、個別の事案の全ての事実を考慮して、引き続き裁判官又は裁判所の裁量に委ねられる。国内法が、理事会枠組決定 2008/841/JHA⁶に定める犯罪、又は特定事業者として行動する自然人がその職業活動の遂行において犯した犯罪を、別個の犯罪として処罰することを定めており、そのことがより重い制裁につながり得る場合には、加盟国は、加重事由を定める義務を負うべきではない。

(16) 犯罪の用に供した物及び犯罪収益の凍結及び没収は、犯罪を駆り立てる経済的な誘因を取り除くものである。指令 2014/42/EU は、刑事事件における犯罪の用に供した物及び犯罪収益の凍結及び没収に関する最低限の規則を定めている。同指令は、また、欧州委員会に対し、その実施について欧州議会及び理事会に報告し、必要な場合には適切な提案を行うことを求めている。加盟国は、最低限、指令 2014/42/EU に定める全ての場合において、犯罪の用に供した物及び犯罪収益の凍結及び没収を確保すべきである。加盟国は、また、犯罪者が死亡した場合を含め、刑事手続を開始し、又は終結させることができない全ての場合において没収を可能にすることを強く検討すべきである。指令 2014/42/EU に付された声明において欧州議会及び理事会が要請したとおり、欧州委員会は、特定の者が犯罪的性質の活動について有罪判決を受けていない場合を含め、当該活動に由来する財産の没収に関する更なる共通規則を導入することの実現可能性及び考えられる利益を分析する報告書を提出する。当該分析は、加盟国の法的伝統及び法制度の相違を考慮する。

(17) 犯罪行為の実行者及び犯罪行為から生じる収益の移動性、並びにマネーロンダリングに対処するために必要とされる複雑な国境を越えた捜査に鑑み、全ての加盟国は、管轄当局がそのような活動を捜査し、及び訴追することができるよう、自国の裁判権を確立すべきである。その際、加盟国は、自国の裁判権が、自国の領域から情報通信技術を用いて犯罪が行われた場合を、当該技術が自国の領域に置かれているか否かを問わず、含むことを確保すべきである。

(18) 理事会枠組決定 2009/948/JHA⁷及び理事会決定 2002/187/JHA⁸の下で、同一の者に係る同一の事実について並行して刑事手続を行っている 2 以上の加盟国の管轄当局は、特に本指令の対象となる全ての犯罪が訴追されることを確保するため、ユーロジャストの支援を得て、相互に直接協議を行うものとされている。

⁶ 組織犯罪との闘いに関する 2008 年 10 月 24 日の理事会枠組決定 2008/841/JHA（OJ L 300, 11.11.2008, p. 42）

⁷ 刑事手続における裁判権行使の抵触の防止及び解決に関する 2009 年 11 月 30 日の理事会枠組決定 2009/948/JHA（OJ L 328, 15.12.2009, p. 42）

⁸ 重大犯罪との闘いを強化するためにユーロジャストを設置する 2002 年 2 月 28 日の理事会決定 2002/187/JHA（OJ L 63, 6.3.2002, p. 1）

(19) マネーロンダリング犯罪の捜査及び訴追を成功させるため、当該犯罪の捜査又は訴追に責任を負う者は、組織犯罪その他の重大犯罪への対処において用いられるような効果的な捜査手段を利用することができるようにすべきである。その際、十分な人員並びに目的に応じた研修、資源及び最新の技術的能力が利用可能であることが確保されるべきである。国内法に従ったそのような手段の利用は、対象を絞ったものであって、比例原則並びに捜査対象である犯罪の性質及び重大性を考慮したものであるべきであり、かつ、個人データの保護を受ける権利を尊重すべきである。

(20) 本指令は、本指令に拘束される加盟国について、枠組決定 2001/500/JHA の一部の規定に代わるものである。

(21) 本指令は、欧州連合条約（TEU）第 2 条が認める原則を尊重し、基本的な権利及び自由を尊重し、並びに特に欧州連合基本権憲章が認める原則を遵守する。これには、同憲章第 2 編、第 3 編、第 5 編及び第 6 編に定めるものが含まれ、とりわけ、私生活及び家族生活の尊重を受ける権利、個人データの保護を受ける権利、刑事法における明確性、明瞭性及び予見可能性の要請をも含む犯罪及び刑罰の法定性及び比例性の原則、無罪推定、並びに被疑者及び被告人の弁護人へのアクセスの権利、自己負罪を拒否する権利及び公正な裁判を受ける権利が含まれる。本指令は、人権及び基本的自由の保護のための欧州条約、市民的及び政治的権利に関する国際規約その他の国際法上の人権に関する義務をも考慮して、これらの権利及び原則に従って実施されなければならない。

(22) 本指令の目的、すなわち全ての加盟国においてマネーロンダリングを効果的で、比例的で、かつ抑止力のある刑事罰の対象とすることは、加盟国によっては十分に達成することができず、むしろ本指令の規模及び効果に鑑み EU レベルでより良く達成することができるため、EU は、TEU 第 5 条に定める補完性の原則に従い、措置を採択することができる。同条に定める比例性の原則に従い、本指令は、その目的を達成するために必要な範囲を超えるものではない。

(23) TEU 及び TFEU に附属する自由、安全及び司法の領域に関する英国及びアイルランドの地位に関する第 21 議定書の第 1 条及び第 2 条に従い、かつ、同議定書第 4 条の規定を妨げることなく、英国及びアイルランドは、本指令の採択に参加しておらず、本指令に拘束されず、又はその適用を受けない。

(24) TEU 及び TFEU に附属するデンマークの地位に関する第 22 議定書の第 1 条及び第 2 条に従い、デンマークは、本指令の採択に参加しておらず、本指令に拘束されず、又はその適用を受けない。枠組決定 2001/500/JHA は、引き続きデンマークを拘束し、同国に適用される。

この指令を採択した。